

# 「森の芸術祭 晴れの国・岡山」 FRIENDS PROGRAM 募集要綱

## 1 趣旨

「森の芸術祭 晴れの国・岡山」と連携することで相乗効果が期待できる事業を FRIENDS PROGRAM（以下、「本事業」という。）として募集し、芸術祭の来場者に芸術祭開催エリア 12 市町村の魅力を紹介し、双方の事業の盛り上げを図る。

## 2 対象事業

募集の対象となる事業は、次の各号に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

- (1) 12 市町村内（津山市・高梁市・新見市・真庭市・美作市・新庄村・鏡野町・勝央町・奈義町・西粟倉村・久米南町・美咲町）で実施されるもの
- (2) 文化芸術、地域・観光振興に関するもの
- (3) 令和 6 年 7 月 1 日～令和 6 年 11 月 24 日に開催されるもの
- (4) その他
  - ・宗教活動や政治活動を目的とする事業でないこと
  - ・暴力団が関与する事業でないこと
  - ・公序良俗に反する事業でないこと
  - ・芸術祭の品位を損傷する事業でないこと
  - ・第三者の利益を損害する事業でないこと
  - ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める営業を行うものが実施する事業でないこと
  - ・特定の個人、企業を支援又は公認しているような誤解を与える恐れがあるものでないこと

## 3 募集期間

令和 5 年 11 月 1 日（水）から令和 6 年 8 月 31 日（土）まで

## 4 申請方法

- (1) 提出様式
  - ① 「森の芸術祭 晴れの国・岡山」 FRIENDS PROGRAM 申込書（第 1 号様式）
  - ② 事業計画書（第 2 号様式）
  - ③ 団体や事業等に関する参考資料（パンフレットなど）
- (2) 提出方法

原則、電子メールにより提出  
※電子メールでの提出が難しい場合は、「森の芸術祭 晴れの国・岡山」実行委員会事務局（以下、「事務局」という。）へ連絡すること
- (3) 提出先

「森の芸術祭 晴れの国・岡山」実行委員会事務局  
電子メール（forestartfest@pref.okayama.jp）  
※電子メールのタイトルは「FRIENDS PROGRAM 事業申請」とすること

## 5 選定および決定

事務局は、申請内容を審査し、本事業の対象事業として決定を行う。

事務局は、審査結果を申請者に電子メールにて通知するとともに、FRIENDS PROGRAM の名称及びその使用方法を連絡する。

なお、申請時の内容に虚偽の記載があった場合や、選定後に事業の内容が変更になった場合は、選定を取り消す場合がある。

## 6 事業内容の変更

やむを得ず応募した際の内容に変更が生じるときは、すみやかに事務局に届け出ること。

## 7 事業内容の中止又は廃止

やむを得ず事業の中止又は廃止をしようとするときは、「森の芸術祭 晴れの国・岡山」FRIENDS PROGRAM 事業中止（廃止）承認申請書（第3号様式）により、すみやかに事務局に届け出ること。

## 8 連携の内容

- (1) 「森の芸術祭 晴れの国・岡山」の公式 Web サイトへの掲載（事務局）
- (2) 専用ロゴ等を使用し、SNS や各種チラシ等の広報媒体への露出（事業者）

## 9 その他

- (1) やむを得ず事業の内容を変更・修正する必要が発生した場合は、速やかに事務局まで連絡すること。
- (2) 申請書の作成等に必要な経費は、各申請者の負担とする。
- (3) 当該申請で得た情報は、本事業のみに使用し、適切な取り扱いを行う。

## 10 問い合わせ先

「森の芸術祭 晴れの国・岡山」実行委員会事務局 担当：星島・中山  
住所：〒703-8278 岡山市中区古京町1-7-36（岡山県観光課内）  
電話：086-226-7843  
FAX：086-226-7844  
電子メール：forestartfest@pref.okayama.jp